

サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人

平成 28 年 10 月 21 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。

地方公共団体情報システム機構
地方公務員共済組合連合会
地方職員共済組合
都職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会
国家公務員共済組合連合会
日本私立学校振興・共済事業団
公立学校共済組合
日本年金機構